

条 例

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年五月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十三号

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例

埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項第五号中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。